

論説

国共内戦期冀魯豫区の大衆動員における政治等級区分と民俗

丸田孝志

はじめに

筆者は中国共産党（中共）根拠地の民俗利用政策の特徴を論じた旧稿において、土地改革を通じて権力を握った貧雇農が旧社会の秩序の中での貧雇農と地主の文化的役割を転倒させた儀礼を行い、地位の逆転を確認したことなどを指摘し、中共が依拠した民俗が、統治階層のイデオロギーと峻別される千年王国思想などではなく、階層秩序と平等主義の理念を共に強調する儒教イデオロギー＝礼教の民俗であったことを主張した¹。

小論は旧稿に関連して、国共内戦期の土地改革において使用された政治等級区分と大衆動員との関係を検討する。中共が政治運動において使用した革命の基本勢力・同盟者・敵を示す様々な区分は、階級的範疇を基本としながらも、党员、各種模範、農会員、「開明紳士」、「悪覇」、「漢奸」など、個々の政治的態度・選択とそれに基づく社会的な地位・資格などを包括している。政治的態度の評価が付着したこれらの区分は、多分に曖昧さと恣意性を孕んでおり、小論では、このような区分を包括的に政治等級区分という語で表現する。

この問題に関連して、黄金麟氏はソビエト革命期を対象に、階級概念の導入や政治動員技術を駆使した権力の社会への浸透と社会の統制について論じているが、社会の特性に即した統治の手法の問題には十分な関心が向けられていない²。李里峰氏は、華北農村の社会実態と乖離した中共の階級区分が、土地改革を機に社会統制の強力な手段となり、既存の社会関係を階級関係に読み替えて新たな政治等級秩序を構築していく状況を指摘する³。このような等級秩序は固定的なものとして把握されるが、浜口允子氏は、ソビエト革命期・土地改革期の地主・富農の階級区分が、左傾的偏向の経験を経て、農村

社会の現実に対応して変更可能なものとして構想され、建国初期の階級区分論に継承されたことを指摘している⁴。伝統的血縁関係の土地改革への影響を分析した川井伸一氏は、世代を遡って地主・富農を探し、親類縁者を闘争対象に巻き込む闘争方式の背景に、農民の「世襲される社会的地位」の概念があることを指摘し、このような意識の階級概念への投影のあり方に、建国後の世襲化された階級区分の萌芽をみる⁵。以上のように、中共の土地改革に関する多くの研究は、階級区分を中心に分析を行っているが、田中恭子氏は、「漢奸」、「悪覇」、党员・大衆組織成員などの政治等級区分の役割についても精緻な議論を行っている⁶。しかし、等級区分と伝統社会の秩序形成との関係について、意識的な分析は行っていない。

一般に建国後の社会は身分固定的に捉えられるが、金野純氏は、権力の恣意的な操作によって政治的区分に流動性が与えられていたため、大衆は自己の政治的立場を安定させるために積極的な政治参加を行い、大衆運動の急進化が導かれたと指摘する⁷。張楽天氏は、地主・富農などが農村において身分固定的に扱われた一方で、政治運動の度に新たな階級敵の概念が生み出されたことを指摘している⁸。建国後の社会を固定的に捉える論者にあっても、幾許かの上昇の可能性や没落の危険性が、人々を忠誠心の競走へと駆り立てるという論理自体は肯定するところである⁹。そして、このような運動と統制のあり方を生み出す前提として、中共が革命運動と戦争による激しい流動性の中で、党员・幹部の抜擢と淘汰を繰り返して人々の忠誠心を獲得してきたことを想起する必要がある¹⁰。小論は、抗日戦争以来、諸勢力の争奪の対象となった極めて不安定な根拠地である冀魯豫区（晋冀魯豫辺区の東南部分）を対象とし、転変する政治・軍事情勢と社会の流動性に対応した政治等級区分と大衆動員の特徴を考察する。時期的には、1947年〔以下、西暦の上二桁「19」を略〕3月以降の土地改革の急進化から48年の整党運動の展開までを中心とし、権威の序列化と社会秩序の構築に関わる中国伝統社会の手法との関係にも注意を払いつつ、分析を行うこととする¹¹。

1. 可変的政治等級区分と権威の序列

(1) 可変的政治等級区分と標識

冀魯豫区では、46年には既に中農の利益侵犯も引き起こす激しい土地改革が展開していたが、内戦の本格化後も、国民党に対抗して国内諸勢力を糾合しようとする中共の戦略方針において、地主は同盟可能な対象として位置付けられていた。11月の中共中央会議で毛沢東は、土地改革においても抗日戦争期と同様に地主を団結できると発言しており¹²、翌年2月にも、地主には政治的態度に応じて「開明紳士」の区分を与え、その生命財産と政治的権利を保障する方針が示されていた¹³。

冀魯豫区党委は、国民党軍の進攻により根拠地の半分が遊撃区となった状況下の46年11月、遊撃区において地主の「変天思想」[統治者の交替を予測ないし期待し、権力との距離を図ろうとする思考と行動]と家庭観念に依拠して、これを積極的に味方に獲得する方針を指示し¹⁴、『冀魯豫日報』社論は地主を含む広範な「反米反蔣統一戦線」の建設を主張していた(JL46.11.23)。遊撃区の農村では、地主と農民が相互保証・不侵犯の盟約を結び、国共双方の統治に対応しようとしており、農村の権力関係も流動的であった¹⁵。47年初めには『人民日報』紙上で、土地改革後に地主の生活を保障し、民衆と団結させて防衛と生産にあたる冀南区の村の例が紹介され(RR47.1.14,1.19)、太行区の農村階級区分の基準では、分家や没落による地主の階級区分変更について言及されていた(RR47.1.24)。総じて土地改革推進の一方で、地主に対して一定の柔軟性を持つ方針が維持されていた。

47年3月の延安陥落後の軍事情勢の緊迫を契機として、地主を反蔣統一戦線の中に位置づける議論は見られなくなり、地主への「妥協的な」対応が批判されるようになった。冀魯豫区党委は、「地主封建勢力」を徹底消滅するための土地改革を再提起し、これに連動した参軍運動が展開する¹⁶。これ以後の大衆動員において、標識を村民の身体や家に付けて、政治等級区分を可視化する手法が採用されるようになった。

観城では参軍動員に際し、各村で農民登記が行われ、「毛主席に従う者」に「反蔣証」[彩色布製の標識]を発給し、胸に着けさせた。民衆の評議によって闘争対象は「蔣派」とされた(JL47.5.1)。濮県7区では、村民を腕章の色によって「積極的な翻身農民」(赤)[翻身とは階級的抑圧からの解放の意]、「地主と完全に闘争をしていない農民」(桃)、「変天思想を持つ両面派」

(黄)、「敵の手先」(灰)、「統治者」(白)に分類し、出征兵士等の家庭についても、胸章と表札の色によって、共産党軍系兵士の家族・遺族(赤)、政府人員の家族(桃)、国民党側兵士の家族(白)を識別した。これらは民衆の評議で決定し、胸章は直系家族全員に使用が義務付けられ、村は標識を使用しない者を拘留できた(JL47.5.6)。標識は、村単位の軍事管制にも利用され、地主らは移動や外部との連絡を極端に制限され、厳しい監視下に置かれた。

これらは厳格な身分規定のようにも見えるが、政治的態度の変化に応じて区分の変更が許容されていた。濮県7区の腕章は、「落後者を前進させ、確信者をより積極的にさせ、悪人に活動させない」ことを目的とし、民衆の検証を経て態度のよい者は変更可能とされていた。同県では、地主も進歩すれば農会員・農民に昇級可能であった(JL47.5.6,6.4)。太行区に跨る湯陰では、標識は土地改革での功績・妨害に応じて授与・剥奪された。同県では、「傀儡軍」、「特務」が「農会に潜入して」、日本・国民党・中共のいずれの統治にも対応していたとされ、農会員の階級・出身と親族関係が審査された。農会員には赤の標識(紅条)、地主を庇った者には灰色の標識を着けさせ、地主と決別し立功すれば紅条を与えと呼びかけ、大きな効果を得た。同県7区では、実力闘争や訴苦[階級的抑圧の苦しみを被害者が訴え、階級的自覚を獲得していく政治動員の手法]に功績のあった者に、その場で「武状元」、「文状元」の紅条を与えた。奨励と懲罰を直裁的に示す標識が人々を闘争へ駆り立て、20余日の闘争で大量の模範が生み出され、5万3千余名の農民が農会に参加した(TH47.8.21)¹⁷。

各自の政治的立場が可視化された情況下、負の標識は安全保障を奪われることを意味し、正の標識は権力による安全保障と果実の分配への参与資格を意味した。それ故、標識変更の可能性をもって人々の忠誠を獲得する方法も効果を発揮した。観城では蔣派にされたある者は泣き跪いて、「毛主席に従う者」になることを求めた。恐れて家を出ない者もあり、「毛主席に従う者の候補」も、叩頭して「正式」になることを求めた(JL47.5.1)。濮県では、両面派の標識を着けさせられた「ゴロツキ」が労働奉仕に積極的になり、国民党側兵士の家族は兵士との関係断絶を声明した(JL47.5.26)。両面派などの分類は、人々に傍観すら許さない権力の意志を示している¹⁸。

この種の可変的な等級分類は、明確な標識は伴わないものの、以下の例でも確認できる。観城県馬溝では土地改革後、農民自身による民衆登記で、村民を「進歩農民」、「落後農民」、「地主・悪覇・悪人」に分類した。これらも、政治的態度により変更可能であり、登記後、各々が決意を表明して進歩を誓った（JL47.5.6）。郵城では民衆の討議により土地改革での「罪悪」に応じて地主を4級に分類し、2年から7年の管制期間を設け、労働奉仕をさせた。3ヶ月後の会議で昇級・降級され、4級以上は銃殺されることになっていた。范県葛口村では、「落後分子」を「地主組」、「偽属組」、「頑固組」などに組織して労役の任務を与えたが、態度のよい者は農会、婦会に吸収することとした（JL47.5.16）。

地主の区分変更が許容された背景には、一部の中心区では以前の土地改革で地主が打倒されて久しく実態を失っていたか、闘争の拡大により、地主のいない村で相対的に富裕な者が地主とされた可能性も考えられる。また、国共両勢力の狭間におかれた不安定な農村の権力関係と、不利な情勢下で参軍動員を推進する中共の意図を反映して、「地主」とされた富裕者に対する柔軟な対応が、事実上継続していたことも示唆している。政治・軍事情勢の転変が「変天思想」を助長する情況下、人々の政治的態度は根拠地の死活問題に結びついていたが、不安定な情勢と複雑な社会関係を反映して、中共の想定する階級区分は、必ずしも人々の政治的姿勢に直接対応するものではなかった。階級区分に政治態度を付着させた等級区分は、このような現実に対応して生み出されていた。中共は敵・味方の中で動揺する多数の人々に対し、「帯罪立功」[罪を功績によって帳消しにする意]の道を示して獲得工作を行っていたが、このような「多数を獲得する」功利的な闘争方針は、特に新収復区や遊撃区で目前の勝利を得るためにも重要であったと考えられる。また、4月から5月にかけて展開した参軍動員は、更なる土地改革の推進によって貧困者層の政治的経済的地位を高めて自発的な参軍を導くことを方針としていたが、既に46年中に動員は空前の規模に達しており（後述）、更なる兵士の動員と内戦の遂行のためには、階級異分子とされた人々をも「帯罪立功」によって調達する必要が生じていた。5月に可変的等級区分の報道が集中していることは、このような事情を示している。

(2) 政治等級区分と権威の序列

このような政治等級区分の変容性は、流動性のある社会の実態にも対応しており、誓約者の徳行・過失を記録し、集会によって顕彰・処分を行う手法は、明清以来の郷約の形式を踏襲している。また、政治的態度を基準として行われる評定は、規範に対する人々の内面からの服従を建前とする儒教的な秩序の理念に合致しており、これらから伝統社会の秩序構築の手法と規範意識の継承が確認できよう¹⁹。

中共の階級区分論は農村社会を身分固定的に理解し、地主層による土地集中を過大評価するなどの点で実態と乖離していたが、変容性を許容する政治等級は、社会の流動性に対応して「発家致富」、「昇官発財」を望む農民の伝統的意識にも合致していた。

土地改革で抜擢された各種模範の顕彰は、科举及第の儀礼に倣って行われた。范県の翻身群英大会では、牌楼と「英雄榜」が設けられた会場に4千余人の英雄が招かれた（JL47.4.27）。博平の土地改革総括大会では、5千人の功臣が表彰され、鼓楼に模範の名前が掲げられた。翌日には、英雄らが「英雄台」で功績と意識の高さを比べあった（JL47.9.2）。濮6区の大会では3千余人の貧農を、「赤貧」を筆頭に状元、榜元、探花の三等級に分類しており（JL47.8.30）、転倒した政治等級は依然として伝統文化の観念に依拠していた。模範の極端な例として、「帶罪立功」の形式による「立功自報運動」が上げられる。これは、土地改革の行き詰まりを打開するために、地主の財産を預かった民衆に罪を告白させる運動であったが、告白者は最初から模範として顕彰された。大会では民衆が先を争って罪を告白し、多くの「立功模範」が生まれた。博平や陽穀1区では「立功模範」に献酒、献花、扁額の贈呈が行われ、功臣榜に名前が刻まれた（JL47.8.7,8.25,9.29）²⁰。この他、政治等級区分に応じて身体に付された標識は、明清の官位等級を示す補服や、職名を身体に付した雑務人員・兵卒の制服などと発想を共有していることが指摘できる。

可変的な等級区分は、闘争の急速な拡大と敵対者の鎮圧・管制に威力を発揮した。しかし、過剰な人口に対する絶対的な土地不足の下で、全民衆に果実を分配しようとする土地改革の高い目標は、必然的に闘争の拡大を招くこ

ととなった²¹。特に 47 年 6 月以降、中共は華北において戦略的進攻の準備を開始し、軍事情勢の好転を受けて、闘争は更に急進化していった。度重なる闘争は、没落した地主や上昇した貧農も含む広範な闘争対象を必要とし、地主・富農・特務などのレッテル貼りが横行した。商工業的富も敵視され、社会の混乱は加速した。47 年 6 月には、区政権による基層指導体制を解体して、農会が村級の政権と民衆を統一指導する構想が検討されるに至り²²、以後、貧雇農団への権力委譲を行う地区も現れ、基層幹部の地位も不安定さを増していった。そして、情勢が不安定で他の選択の余地が残されているが故に、大量の逃亡が発生することとなった²³。

一方 47 年後半以降、根拠地では、地主・富農・中農の子供をも闘争の対象として教育の機会を奪い、地主・富農出身の幹部・教師を罷免し、教育水準の低い貧雇農を教師にするなど、文化大革命期の出身血統主義を想起させるような情況が生じた²⁴。地主・富農の子供には「落後条」がつけられ、労役が課されて、体罰や監禁も行われた（JL48.8.10）。6 月には、地主の農民・農会員への昇級を許容する濮県の方針が『冀魯豫日報』紙上で批判され（JL47.6.4）、地主・富農出身幹部の家庭についても、土地改革において一般地主・富農と同様の扱いをすとの行署指示が出された（JL47.6.26）。地主・富農にとって、幹部・工作人員の家族という区分は有効でなくなり、等級区分はより出身血統主義的なものへと移行しつつあるようにもみえる。

しかし、一見強固な身分秩序にみえるこの情況も、流動性の許容された伝統社会の特徴を備えている。伝統中国においては、身分固定がなくとも権威の序列を礼制の下に厳格に視覚化する特徴が維持されており、むしろ社会一般に没落の危険や上昇の機会が存在するからこそ、自身の地位や実力が顕著に誇示される。また、家族・宗族の縁故によって没落を回避し、上昇を果たそうとする志向が強くなるため、その意味で出身血統が重視される。それ故、土地改革における出身血統主義的情況は、身分固定のない社会における権威の序列化という意味においては、伝統社会の心性の文脈の中に位置づけることができる²⁵。この時期には、三代前にまで遡って地主・富農が探し出されたが、これが容易であるのも均分相続を基礎として社会に流動性が存在するからであり、家系の継承が階級的地位の継承として民衆にも受入れられてい

た²⁶。そして、政治等級区分は固定化したわけではなく、地主・富農・特務などの闘争対象は恣意的に拡大され、幹部の地位は不安定化する一方で、積極分子・幹部・党員は大量に生み出されており、社会はまだ激しい流動性の中にあった。

2. 盟誓による秩序形成と大参党運動

47年3月以降、冀魯豫区では一区数千人、一村数十人規模の積極分子を訓練・使用して闘争を指導させる方針の下、立功運動が展開し²⁷、区・県単位で数千人規模の英雄・功臣が拔擢されていた。中心区では、一区の人口は約2万人、一村の人口は約400人であったので、およそ人口の一割程度を積極分子に登用しようとしていたこととなる²⁸。同時に、党員を全区総人口の3%、現状の6倍増の約40万人にまで拡大する目標を掲げた大参党運動（擁党運動などとも称す）によって、大衆に入党の機会が大きく開かれた。中共は、この時期、会門〔民間信仰結社〕の宣誓方式（盟誓）を利用して党・大衆組織を拡大していった。

冀魯豫省境地帯は、かつて会門勢力が隆盛を極めた地域であった。会門は、北京政府時期、「軍閥」混戦の無政府状態に対応して、在地方者層が主導する鄉村防衛組織として生まれ、流民層を吸収して広域に展開する武装組織となった。国民革命期には、この地域の30余県で200万人を超える各種会門の入会者があったともされ、中共は、この時期に会門の組織形態を利用して闘争を展開する経験を得ていた²⁹。抗日戦争以降、改めて活性化した各種会門勢力に対して中共は獲得・改造工作を進めていたが、一般に遊撃区では中共と会門は相互依存的であり、基層では両者の混同や癒着が著しかった³⁰。このような背景の下、中共は根拠地を堅持して土地改革を貫徹する保証を、社会一般になじみの深い方法によって提示したのであった³¹。

新収復区の浚県2区では、「変天」を恐れる民衆に土地改革を実行させるため、まず区幹部会議で区幹部を教育し、地主150余人を拘束した上で4千人の農民大会を開催した。大会が合法であり、八路軍は撤退しないことなどが説明され、区幹部の訴苦によって民衆の感情が高まると、各村の民衆、農民代表らは跪いて、「もし団結せず、従わず、途中で梯子を外したり橋を懸け

たりすれば、銃弾の下に死ぬであろう。」などと盟誓した。最終日に区長自ら鶏を殺し、全区幹部が跪き「もし地区を堅持しなければ、銃砲の下に死ぬであろう。」と盟誓し、血を啜って盟約とすると、民衆は「非常に感動して」次々と台に登り、自らの計画を宣言した。この後の闘争により、人口の7割に当たる3,541戸が大衆組織に参加し、181人が幹部に抜擢された(RR47.6.22)。

前年の国民党軍進攻時に幹部が逃亡した高陵では、各区計7万人の農民大会で幹部と民衆が生死をともにして戦うことを宣誓し、草を線香に見立て北に向い叩頭した(JL47.5.20)。濮県4区の幹部貧農積極分子大会では、幹部の再逃亡を恐れる民衆を前に、区長が鶏を殺して血を啜り線香を上げ、「如何なる状況下でも4区を離れば皆の処分を受ける」と跪いて天に宣誓し、幹部、民衆もこれに続いた(JL47.8.12)。定陶県冉垌区では、各民衆団体の成立に際して民衆が集団で宣誓し、地主も線香を上げて宣誓した(JL47.7.14)。封邱の貧雇農大会では、裏切りは家族全員の死をもたらすことを天に宣誓した(JL47.9.12)。

大参党運動においては、宣誓の対象は毛沢東へと転換された。清豊5区の農民大会では、闘争で得られた土地・家屋などは、「貧民の命の恩人、毛主席と共産党がくれたものであ」るなどとの討論が行われると、人々は自宅の神像を毛沢東像に換え、翌日の大会で700余人が入党した(JL47.5.8)。滑県3区では土地改革の完了後、盟誓が行われ、各村に毛沢東像が迎え入れられて、民衆は先を争って入党を申請した。銅鑼太鼓が響く中、旗を立て花を持った隊列に担がれた毛沢東像は、村々で三回の礼砲とスローガンで迎えられ、民衆は像に立礼、叩頭した。人口の約4割が入党を申請した村もあり、申請者は3日間で全区1万3千人に達した(JL47.6.20,7.1)。

濮県では各区数千人規模の農民大会において、「中国人には共産党と毛主席があるだけで、他に生きた神仙はいない」とのスローガンが提起される中、6日間で全県人口の約4%に当たる5,020人の農民が入党した(JL47.5.8)。更に、「翻身節」とされたメーデーに全県で神像が打倒され、毛沢東像が八仙卓で担がれて迎え入れられた。秧歌隊等を従えて村を一周した毛沢東像は、村の倶楽部〔集会所〕に安置された。像を前に、「毛主席に従わなければ、雷に五回打たれるであろう。村の旦那方に銃殺されるであろう。」と盟誓する者

もいた。倶楽部の毛沢東像の上には、赤い飾り房と国旗が掲げられ、農民は入室すると、まず像に三立礼し、村幹部らは重要事項を像の前で討論した（JL47.5.16）。

盟誓は、前線支援の動員なども含めて中共根拠地で広く使用されており³²、地主に盟誓させる場合はもちろん、幹部や民衆の盟誓も互いの猜疑心を晴らして、団結させることを目的としていた。規範の唱導者を中心に参加者の自発的盟約の形をとりながら、暴力的な制裁を提示して規範からの逸脱を抑止する盟約の手法は、上述の村単位の管制と同様に、伝統社会の郷約の形態を継承している。本来、会門の盟誓も郷約の形式を踏襲したものであり、盟誓は広い社会的基盤を持っていた³³。それ故、国民党や地主側もこの手法を利用しており（RR47.2.24,12.4）、上述のように遊撃区の村では、地主・農民が相互保障・不可侵の盟約により、国共双方の統治に対応しようとしていた。長垣7区では、国民党軍の進駐時に土地改革の成果を破壊した地主らが、中共軍が進駐すると民衆と「相互安全保障条約」を結ぼうとした。官橋營のある地主は街頭で黄表紙〔祈祷文を書いて神前で焼く黄色の紙〕を燃やし、「中央軍が来たら私はあなたの安全を保障し、八路軍が来たらあなたが私の安全を保障する。抗日聯合会が来てうちの村のことを尋ねれば、皆平和で問題がないと言おう。」と唱え、民衆も「地主の虐待と威嚇の下、やむを得ず宣誓した」（RR47.6.29）。盟誓に表現される規範の流動的な情況は、転変する政治・軍事情勢と人々の「変天思想」を反映していた。

会門が村の自衛組織を基礎に流民を巻き込んで広域に広がったのに対し、中共は区級に配置された幹部を中心に、上から盟約を形成していった。区級大会の動員規模は、報道の誇張があるとしても、各県区人口の1割から2割程度を包括し、高陵では全県人口の半数に上っている。これらは積極分子というよりも、不安と猜疑心に満ちた一般民衆であったと考えられる。不特定多数の人々を前に神に宣誓を行うため、会門の集会や決起と同様に、節日や廟など民俗的な時間と場所が利用された可能性もある。神像の代替として毛沢東像を安置した倶楽部は、政治会議や参軍動員での教誨の場とされたことから、各村の廟であった可能性が高い³⁴。清豊9区では、旧閏2月1日の

盟誓の後に共産党擁護運動が展開しており（JL47.4.9）、各地で「翻身節」とされた旧閏2月2日³⁵の利用が確認できる。

盟誓では訴苦を織り交ぜた集団儀礼による精神的 high の下、安全保障を求める人々の願望が利用された。滑県3区では入党申請者が登録用の机の前に押し寄せ、息子を自分の代わりに入党させようとする老人、拒否されると天に宣誓してでも入党しようとする者、出身が悪くて幹部に笑われる者もいた（JL47.6.20,7.1）。濮県6区某村の婦会主任は、ゴロツキの夫が敵に投降したため入党できず、夫との関係断絶を宣言して入党が許された（JL47.5.8）。清西では、入党条件を満たせなかった若い夫婦が一日泣き明かしたという（JL47.4.22）。秩序の混乱時に、本来的に弱い村の組織性を代替して、人々に安全保障を提供する会門の機能は、中共へ継承されていた。厳格な審査を欠いた大衆動員による集団入党の方法は内戦期にも繰り返され、民衆にとって会門と中共の区別も曖昧なままであった。

大参党運動では、女性も重要な党員拡大の対象であった。齊禹3区翻身検査会では、入党要求者1931人中、749人が女性で（JL47.5.28）、滑県路砦では500人の入党要求者の内、女性が300人を占め、全村青壮女性の1/3に達していた（JL47.6.20）。南楽5区の婦女翻身大会では、訴苦を通じて1,800人が参党登録を行い、110人の入党が許可された（JL47.7.13）。44年初めには全区千人程度であった女性党員³⁶は急速に拡大し、48年末には全党員17万余人中4万人弱に達していた³⁷。43年以降、全党員数には顕著な増加が見られないため、女性党員の大多数は内戦期の入党者であると考えられる。急速な女性党員の拡大は、女性解放運動による精神的 high を背景としているが、上述のように、革命や解放の理念は伝統文化の心性の文脈において提示されていた。清西の大参党運動では、積極分子となった農民が、家族会議で「毛主席の恩に報いる」決意表明をすると、妻は「毛主席は活きた神仙で、毎月1日と15日に香を焚き叩頭すれば、私らを守って下さる。」と応じていた（JL47.4.22）。自身と家族の生活の安寧を民間信仰の文脈において願う女性らの行動は、土地改革の急進化と戦時動員への不安・不満を背景に、翌年には迷信の流行を引き起こすこととなる。

3. 会門の復活と迷信の流行

47年6月末以降、晋冀魯豫野戦軍主力の黄河以南への進攻開始を受けて、根拠地では徴兵・徴糧・労役の負担が引き続き増大する一方で、土地改革の急進化により闘争対象は拡大し、逮捕・殺人が横行して社会不安は高まっていった。更に48年2月からは整党運動（後述）によって村支部が機能を停止し、疫病の流行も加わって、工作は長期的に中断した。このような情況下、各地では民衆の迷信活動が盛んになり、会門の活動も改めて活性化していった³⁸。中共自身が会門の手法に倣って組織を拡大したこともあり、会門的結合は安全保障の重要な方法として民衆に認知され続けたものと考えられる。

当時の人口約1,300万人の冀魯豫区では、既に46年10月までの3カ月間で、民夫動員数延べ60万人、参軍動員数10万2千人に達する空前の動員が実施され³⁹、47年中も更に総計8万7千人の正規軍動員が行われた⁴⁰。内戦開始から48年8月までの全区51県の戦時勤務の負担総数は、負担の少ない地区の統計を除いて延べ7,263,986人に上り、25回の主要戦役だけでも壮丁1人平均90.1回の負担に上ったという⁴¹。しかも、これらの動員は、比較的堅固な黄河北部の根拠地に集中していた。48年2月中旬から3月末の第8分区の戦時勤務では全分区総人口の13%が動員されており、その一方で、被災区では緊急の救済が必要な被災民が30万人に上っていたとされる（JL48.4.2）。

戦時動員に対する民衆の不満が会門拡大の原因となっていたことを、中共も認識しており、8月、区党委書記の潘復生は区党委幹部会議において、「戦時勤務の負担が重く、黄河北に大軍が終始駐在していることで、後方の民衆は燃料の柴すらない。この問題に注意しなければ、民衆は会門を組織し、武装で我々を批判するであろう。」と指摘していた⁴²。軍区司令部は、会門が発展している地区は軍隊がよく出動して規律が悪く、区村幹部の強制命令が見られるところであると指摘し、「共産党を消滅させ、八路軍を遮れば、兵隊、担架隊、慰問隊にならずにすむ。」というスローガンが用いられたことを明らかにしている⁴³。

6月の区党委の調査によれば、当時の冀魯豫区内の会門は約30種で、多くは秘密組織であり、活動は数村の範囲を出なかったが、第4分区の他、中心

区の第8分区にも多く出現していた。土地改革に不満を持つ地主らが組織したり、国民党と関係を持つものもあり、中共への敵対的傾向が強かったとされる。会門は、「毛沢東は死んだ」、「劉伯承が投降した」、「第三次世界大戦が勃発する」などのデマも飛ばし戦争の不安を高める一方で、会門参加者は難を免れることを宣伝していた。内黄県寶公集の一貫道は、「中共は拉滑子〔椅子の上に人を立たせ、椅子を紐などで引っ張って椅子ごと人を転ばせる拷問〕と人殺し、国民党は民衆のものを奪う。ともに天下をとれない。一貫道の兵が派遣されれば、国共両党の兵は戦わずして退く」と称し、土地改革と内戦で疲弊した人々の支持を得ようとしていた⁴⁴。

一方、6月下旬までで冀魯豫区9個分区中の6個分区27県100余村において、「神水」、「神火」、「神土」、「古廟・古塚」が靈驗を示すという流言が起こり、治病などの祈願に民衆が集まっていた。尚和の皇姑塚、南楽の倉頡廟には、毎日500人から千人の参拝客が百里周囲から集まり、その多くは出征した息子・夫の無事な帰還を祈願したり、担架隊の息子の安全を祈願する女性であった。皇姑塚の「焼香事件」は、濮陽の後天道首領の画策によるものともされ、土地改革で闘争にかけられた富農が、春節前後に道徒300人を集めて暴動を準備し、4月には3千人が「殺人には命をもって償わせ、借財は返済させる」などのスローガンを叫んだという⁴⁵。

中共は土地改革を通じて、毛沢東を最高位の神として受容させようとしていたが、現世利益的で多神教的な民間信仰の中で、毛沢東像は主に個別家庭を司祭する神として受容されたため、左傾政策期の社会不安には対応できなかった⁴⁶。冀魯豫区では、47年の土地改革でようやく毛沢東像が農村に導入される段階にあり、個別家庭の神としても定着しておらず、民衆は現世利益的で多神教的な民間信仰を背景に、会門や流言が提供する様々な靈驗に不安の解決を求めている。

区村幹部・工作人員は、「神水」を汲む民衆を特務としたり、神像・墓土を破壊するなど、迷信行為を強圧的に取締まったため、民衆の激しい不満を引き起こし、流言は更に多くなった。事態を鎮静化するため、中共は巫神・会門・地主などの手口や画策を大会などで暴く一方で、無料診療、薬局の回復、被災民救済などの措置をとった。神が「効かない」ことを暴くことは、

現世利益を基礎とする民間信仰の文脈にも即していた。土地改革の停止、党組織の回復、強制的互助組織の解散、商工業の保護など、政策転換による社会・経済の安定により迷信活動は減少していったが、尚和の皇姑塚、南楽の倉頡廟の活動は8月時点で更に発展していたとされ、出征や徴用に対する不安は政策転換によっても解消されるものではなかった⁴⁷。

4. 整党運動と政策転換

(1) 整党運動と「平均主義」

47年9月、中共の全国土地会議は、土地改革の徹底を目指す「中国土地法大綱」（「土地法大綱」）を採択し、その実施のため、基層組織に及ぶ整党運動の展開を決定した。その一方で、中共中央は11月から土地改革の急進化の問題について検討を開始していた。晋冀魯豫辺区では、「土地法大綱」の方針と整党運動が実施に移される48年1月前後より、中央の左傾是正に関する諸指示が、徹底均分の目標を取り下げないまま段階的に伝達され⁴⁸、相矛盾する方針が錯綜しながら提示されることとなった。

冀魯豫区では48年1月、県・団以上の幹部に対する整党運動が開始され⁴⁹、一切の権力を農会が掌握する準備が進められる中（TH48.1.23）、2月1日、晋冀魯豫中央局の指示により、村支部に対する整党運動が開始された。同指示は、土地改革の進展した地区での更なる均分運動を禁止し、階級区分を厳密化して貧雇農への極端な追従を戒めるなど、左傾是正の様々な論点を提示しながらも、一部の幹部・党員が地主・富農を庇護して徹底的に闘争せず、兵士・幹部を出している地主・富農家庭や多くの幹部が土地財産を多く所有しているとして、その調整を主張していた。この目的を達成するため、非党員の貧雇農と中農を党支部大会に参加させて支部を公開し、党員の思想、行動などを検査して、民衆の意見で「悪い幹部・党員」を処罰することが指示された⁵⁰。左傾是正を指向する一方で、大衆動員によって整党を行う形で、運動への大衆参加を促す方針は維持されていた。

工作組の指導下、貧雇農団が村幹部・党支部の権力を剥奪して展開した整党運動においては、党員・幹部の汚職、犯罪、強制命令、中農の利益侵犯などが批判され、民衆に貼られた特務のレッテルも剥がされた⁵¹。その一方で、

幹部・党員に対する私的報復も引き起こされ、工作組も基層幹部を排斥・敵視する姿勢で臨んだため、支部の活動は停止し、党員は不安・不満を抱き、工作を放棄する者、逃亡する者も現れた（JL48.5.1,5.7,9.25）。

3月末から5月にかけて中共中央の整党の方針は、支部の「組織的不純」の整頓から、作風の批判・改善へと転換し、左傾是正が本格化すると、『冀魯豫日報』でも5月初めには、整党における「左傾冒険主義」の傾向が批判されるようになる。ここでは党の方針転換には触れられず、様々な問題は工作組の偏向として批判された。この転換により、党員の絶対多数は貧雇農であり、村支部には指導や教育の不足などによる問題があるものの、大きな誤りはなく、民衆への強迫命令は短期の重い任務によるもので上級の誤りであることが確認された（JL48.5.7）。

しかし、整党はその後も大衆組織の優位の下、進行した。武安9区の整党の経験を紹介した、4月末の晋冀魯豫中央局の太行区党委宛て指示は、貧農団成立時に支部党員の約1/3を同団に吸収し、農会成立時に更に約1/3を同会に吸収する形で、支部を「良い党員」と「悪い党員」に分裂させながら、批判・自己批判を展開させた同区の経験を、旧解放区の整党の模範的事例として奨励していた。同指示は『冀魯豫日報』、『人民日報』にも掲載されており（JL48.5.10,RR48.5.3）、貧雇農団を中核とする大衆が党支部を整頓する形で、指導と同盟の関係が転倒した整党が奨励されていたのである。

5月15日の冀魯豫区行署布告によって、村単位での地主に対する特殊管制（腕章・標識使用の強制、外出許可申請など）は廃止され、逮捕・拘留・処罰の権限は県以上の公安機関に回収されることとなった（JL48.5.19）。政策転換に伴い、帰還した地主・富農らの一部は土地・財産の奪回と報復を行うようになり、区村幹部や工作組がこれを放置、助長する事態も発生した。このため、政策転換は「地主を興す」ことだとする誤解も生まれた⁵²。このような偏向は、中農への補償、地主・富農の生活保障、地権確定工作の中での「絶対平均主義」としても現れた。土地改革での農民の過激な土地要求の行動は、富裕者から財産を奪い均分する「平均主義」の思想と捉えられ、中共の左傾是正の方針確定後は、それ自体は「反動的で、立ち遅れた退歩的な」

思想とされた (TH48.5.10)。しかし、「平均主義」は 46 年秋から「土地法大綱」実施に至るまで中共の一貫した政策方針であった⁵³。

「土地法大綱」は、地主や国民党側人員の家族を含む全郷村民に同等の土地・財産を与える形で徹底均分を提起しており、「漢奸、売国奴、内戦犯罪人」の家族であっても、犯罪歴がなく、耕作を望めば同じ措置を取ることが示されていた (TH47.12.31)。48 年 1 月の晋冀魯豫辺区農会籌備会「告農民書」も、問題や功績の有無に関わらない徹底均分を指示していた (TH48.1.23)。このため、政策転換後に「土地法大綱」が実施に移されると、中心区の幹部らは、土地改革で平均より多く土地を獲得した貧雇農の土地を削り、地主・富農・中農に与えて均分を実現しようとした。村の総耕地面積を人口で除した平均値によって機械的な調整を行い、結婚・出産・死亡による世帯人口の変化の度に調整を行う村もあった⁵⁴。このような徹底均分は、農民の自発的な要求によるものではなく、遅れて到達した上級の政策を、区村幹部が忠実に遂行しようとして生まれたものであった (JL48.10.6,11.25)。

(2) 党組織の強化と社会への浸透

一連の政策転変とそれに伴う様々な混乱は、中共権力の散漫さと脆弱さを示すようにみえるが、統制の効かない偏向を伴いながらも、上級の政策は中心区や重点村を中心に、その都度村レベルにおいて遂行され、左右に揺れ動く政策方針に社会は極端に反応していた。幹部・党員は上級の指示を根拠に権力を行使し、上級の批判によって権力を剥奪された。党支部を民衆の批判に晒し、支部を批判した工作组をも批判し、運動の度に新たな積極分子を権力に吸収することで、民衆とともに党に忠実な組織を鍛え上げようとする干渉が繰り返された。党員・幹部となった貧雇農らは、党組織以外に権力の源泉を形成することは難しく、その意味では政権による統制力は高まった。しかし、これらの人々は教育水準が低く、実務経験にも乏しいため、任務遂行において様々な偏向を避けられず、ノルマや批判の圧力を受けて、しばしば極端な行動に走った。社会の亀裂に浸透した党権力は、不安定で強烈な干渉を繰り返すようになったのである。

左傾是正の本格化以後、機関紙による政府・幹部の監督も行われるようになった。華北各地の機関紙は民衆の投書欄を設けて、幹部の腐敗・不正を暴露させ、当地の関係部門に問題を調査報告させた（JL48.9.8）。『冀魯豫日報』紙上では、離婚を巡る紛争に関して幹部の不法行為を訴えた投書に、県の司法科が反論すると、編集者はこれを自ら調査せず責任を回避する官僚主義的態度として厳しく批判した（JL48.7.18,8.11）。冀魯豫行署は、投書による民衆の批判が、政府・幹部を監督し、官僚主義を正す有力な武器であるとして、新聞に掲載された批判や疑義には、厳粛な態度をもって人民に服務する精神により、速やかに検査するよう指示した（JL48.9.8）。

党員は48年末までに17万余人に達し、抗日戦争期より倍増した人口比において中共は三倍の厚みをもつ組織になっていた。急速に拡大した党組織は、整党による大規模な処分・除籍を通じて、その強化が図られ、この間、党員が数千人規模で増減する県もあった。整党運動には、全区党員数の約15%に当たる総計26,198人の党員幹部が参加したが⁵⁵、この内、村幹部は2万人に及ぶと推測される⁵⁶。

また、48年6月の区党委指示により、年末にかけて非党員を含む村幹部・党員訓練班が組織され、各地で平均半月の教育訓練が行われた。その規模は一部の統計不備を除いて、33,848人に上る（JL49.2.5）。この数は全区人口の0.3%にも満たないが、2万人前後の全区農村幹部⁵⁷に加えて、1万数千人の一般党員が参加した計算となり、全区農村党員約15万人⁵⁸中の3割前後が訓練を受けたこととなる。基層組織は次第に質を高め、権力は確実に社会への浸透度を高めていた。

5. 政治等級区分の再編成と出身・成分規定

(1) 階級区分の再定義と政治等級区分の再編成

左傾是正においては、階級区分の再定義が重要な論点となり⁵⁹、階級区分の厳密化を通じて、恣意性を孕む政治等級区分の整理が進められた。47年11月、任弼時は毛沢東に対して根拠地で階級分析に通用する文件の頒布を建議し、階級区分に関する33年の二つの文件、「怎樣分析農村階級」、「關於土地闘争中一些問題的決定」が探し出された⁶⁰。両文件は、搾取と労働の割合・

時間を基本とした農村諸階級の区分方法を示したもので、11月末に各中央局・分局に伝達され、各地の議論に付された。12月31日の中共中央工委指示は、政治的態度や思想などを階級区分に持ち込む手法や、本人の現状を無視して時間や世代を遡って地主・富農を指定する手法などを批判し、階級区分の基準は生産手段の占有の有無とそれに関わる生産関係のみであると指摘して、33年の二つの文件に基づく階級分析を求めていた。同指示は、また両文件についての修正・補足意見の提出を改めて要求していた⁶¹。

48年1月12日の西北人民解放軍前線委員会拡大会議での任弼時報告「土地改革中の幾個問題」は、「階級成分を画定する基準」は「人々の生産資料に対する関係」のみであるとして、33年の二文件をもとに地主・富農の経済的定義を明示し、階級区分が経済状況の変化によって変動することを主張した。また、旧解放区において既に連続5年間農業労働に従事し、もはや他人を搾取していない地主及び、既に連続3年間搾取をしていない富農は、その成分を改めるべきであること、中共軍に入隊した地主・富農など搾取者とその家庭出身の知識人については、革命教育を受け、戦闘の試練を経て勇敢に闘い、土地改革を妨害しないなどの条件に合う場合、搾取者本人は入隊後2年で、知識人は1年で革命軍人へ成分を変更できるなどの基準を示した。国民党打倒や土地改革の実施と矛盾しない形での開明紳士との協調も改めて提起され、ここで示された地主・富農の成分変更の原則は、1月18日の中共中央の決議草案においても確認された（TH48.3.24）⁶²。

羅平漢氏によれば、毛沢東は任弼時報告を非常に重視し、新華社を通じて各地新聞等に即時掲載するよう求めたとされるが⁶³、新華社電は実際には3月22日に発せられ、同報告が晋冀魯豫辺区各地の新聞に掲載されたのは3月下旬であった⁶⁴。左傾是正は漸次的に進んでおり、この間、2月15日起草の中共中央「關於土地改革中各社会階級的画分及其待遇の規定（草案）」（「草案」）が、各中央局・分局級の討論に付されていた⁶⁵。「草案」は、都市の諸階級を含む包括的な階級区分の文件であり、搾取・労働の性格及びその時間・割合等に応じた階級規定と成分変更の基準を詳細に示していた。これらの細かな年限規定からも、当時の社会の流動性の高さがうかがえる。

なお「草案」では、旧政権の職員・軍人は、「職員および革命職員」、「軍人

および革命職員」の項目の中で言及され、「最も悪い者は必ず処罰し、脅されて従った者の罪は問わず、立功者は奨励する」という対応が示された。このように、職員・軍人は階級区分の中に位置づけられているが、ここには給与生活者としての経済的区分のみではなく、革命政権・軍ないし旧政権・軍への参加という政治的区分がその待遇に影響を与える構造が一貫している。この他、「反革命分子」、「悪覇」などは、階級区分の規定としてではなく犯罪者の枠組みで言及され、「反革命」の武装組織の一般人員、「反革命」組織に雇用・徴用された人々などを一律に「反革命分子」としてはならないことも示された。旧政権の職員・軍人に一律に与えられていた「傀儡政権職員」、「傀儡軍軍人」という枠組みや、「反革命分子」、「特務」のような闘争を拡大するレッテルとして使用された曖昧な区分は整理され、改めて多数を獲得する方針が提示されていた。

5月、中共中央は、任弼時報告に基づく革命軍人の成分認定の原則を規定として各地に伝達した。同規定は、労働者・貧農・雇農出身幹部の抜擢を軽視してはならないとしながらも、思想行動上の態度をみずに、「労働者農民出身者は全てよく、地主・富農出身者は全て悪い」と考える「唯成分論」を正面から批判している。また、「草案」の規定に照らして、このような成分変更が非軍事機関にも適応できることが確認された⁶⁶。革命軍人への成分変更に伴って、搾取者とその家庭出身の知識人が中共へ入党する制度的道筋も示された⁶⁷。同月、33年の二文件が、任弼時報告による補足・修正などを経て再公布され⁶⁸、任弼時報告と二文件は土地改革の最終段階における階級区分の基準としての地位を確定した。一方、中央局・分局級で討論された「草案」は公開・下達されなかったというが⁶⁹、『冀魯豫日報』では、「草案」に体裁・内容が一致する諸文件が、現実の階級区分の解説のために断片的に引用されており（JL48.7.29,49.1.24）、「草案」は内部文書などの形で階級区分の指導に使用されていたと考えられる。

(2) 出身・成分規定

これらの文件では、出身家庭は出身、本人の現状は成分として区分されていた。革命職員、革命軍人への成分変更は、当人の社会経済的状況の変化を

基礎に、思想行動上の「進歩」を反映するものであった。ただし、成分が変更可能であっても、「草案」や 5 月の革命軍人成分の変更に関する規定は、出身は変更できないことを明示していた。中国社会は本来階層間の流動性が大きく、特に近代には流動性が高まっており、ある時期の経済状況をもって、その世帯の出身を固定することは、社会経済的には不合理さを孕むが、その没落・上昇の時期が日本や国民政府の統治下であるか、中共政権成立後であるかの違いは、政権への忠誠心に関わる問題でもある。出身規定は、その意味で社会経済的情況を基準としながらも、社会の流動性に留意しつつ人々の政治的態度と社会統制の効率に着目した概念であったといえる。

49年2月、中共中央組織部は、多くの地方党の支部が党章の規定に違反して、本人の成分によらず、出身によって候補期間や入党の時期を決定していると批判していたが⁷⁰、出身規定の存在自体が、出身血統主義的発想で人々を統制しようとする圧力を生んでいたといえよう。社会の流動性とこれを利用しながら人々を統制する権力側の不信感は、表裏一体のものとして存在していた。革命の急速な勝利によって、政権内には旧政権の人々が大量に流入するようになり、軍隊においても、国民党系軍の俘虜は、48年6月末までの2年間で163万人に達し、その1/2から3/4が中共軍に編入されたとされる（JL48.8.4）。冀魯豫区でも同年下半期の俘虜11,650人の内、約34%が参軍し、約14%が華北軍区に送られるなどしており⁷¹、これらの人々を統制するため、出身規定は重要な意味を持ったと考えられる。

これに関連して成分変更においても、没落・上昇の時期が条件として考慮されていた。上述の諸文件は、中共政権成立以前に中農・貧農に下降して1年以上となる地主・富農の成分や待遇を中農・貧農に変更すること、地主・富農に上昇した者の成分変更を3年後とすることを規定していた。任弼時報告は、これらを新区での原則として言及し、地主・富農の没落を国民党の圧迫に求め、長年の労働により上昇した者の地主・富農認定を遅らせる形で、工作基礎の弱い地区での秩序構築を構想していた。同報告や「草案」はまた、中共政権成立後に新式富農となった者を富裕中農として処遇すべきことを主張していた（TH48.3.24）⁷²。このように、成分規定もまた社会の流動性と人々の政治的態度に関わって形成された概念であった。

おわりに

内戦勝利に至るまでの政治・軍事情勢の変化と中共自身の政策方針の転変により、中共が打倒を目指す敵や同盟者の範囲も伸縮を繰り返し、政治等級区分もこれに従い転変した。中共の政策方針の転変は、予測困難な情勢の変化に対応したものであるとともに、急進的な土地改革の指向性が社会との矛盾を引き起こした結果でもあった。いずれにしても、中共の大衆路線は、下層大衆を積極分子・党員・幹部として登用する指向を一貫して維持しており、この指向性は、運動の度に社会に流動性を与えていた。負の等級区分では、政治的態度の他、過去の経歴や親族関係、生活情況なども捉えて恣意的なレッテル貼りが横行し、没落的可変性が常時人々に示されていた。このような状況の下、政治等級区分には、内戦期を一貫して、厳格な区分の中に一定の流動性を許容することで、人々に忠誠を迫る特徴が維持されていた。

以上のような政治等級区分と動員手法は、革命後の中国に継承されていた。日常生活の政治化と度重なる政治運動の中で、「黒五類」の人々は、更なる迫害の危険と僅かな上昇の可能性を前に、政治に対する従順ないし積極的な姿勢を示す必要に迫られ、権力は大衆の中から積極分子を登用・抜擢し続け、党員資格も一貫して拡大された。幹部は昇進の機会と失脚の危険の狭間におかれ、人々は恣意的な政治等級区分の流動性に翻弄されつつ大衆動員に参加していった。

本来的に弱い村落の保護機能が、内戦の混乱で更に低減するに伴い、任意の組織に保護を求める民衆の行動は過激なものとなった。郷約の形態を踏襲する不安定な規範の確認が盟誓の形で行われ、大参党運動の盛り上がりや各種会門勢力の勃興を支えていた。一方で中共は十数年来の闘争を経て、社会を動員する党組織を区から村へと浸透させつつあり、自治能力の弱い村落を代替して民衆を動員し、社会を変革する力を持つに至っていた。

註

1 丸田孝志「太行・太岳根据地の追悼のセレモニーと土地改革期の民俗」『近

- きに在りて』第 49 号, 2006 年。
- 2 黄金麟『政体与身体 蘇維埃革命与身体, 1928-1937』, 聯経, 2005 年。
 - 3 李里峰「階級画分的政治功能— 一項關於“土改”的政治社会学分析」『南京社会科学』2008 年第 1 期。なお、土地改革と中国農村社会問題に関する研究史の有用な総括として、山本真「土地改革からみた中国農村社会」(飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『グローバル化と中国』, 東京大学出版会, 2009 年) がある。
 - 4 浜口允子「地主富農階級区分考」『中国—社会と文化』第 12 号, 1997 年。地主・富農の公民権取得に関する類似の状況については、大沢武彦「国共内戦期の農村における『公民権』付与と権力」(『歴史評論』第 681 号, 2007 年) を参照。
 - 5 川井伸一「土地改革にみる農村の血縁関係」, 小林弘二編『中国農村変革再考—伝統農村と変革—』, アジア経済出版会, 1987 年。
 - 6 田中恭子『土地と権力—中国の農村革命—』, 名古屋大学出版会, 1996 年。
 - 7 金野純『中国社会と大衆動員』, 御茶の水書房, 2008 年, 237~240 頁。
 - 8 張楽天『告别理想 人民公社制度研究』, 上海人民出版社, 2005 年。
 - 9 福本勝清「阿 Q たちの祝祭—中国革命史の再検討—」『季刊中国研究』第 3 号, 1986 年。奥村哲『中国の資本主義と社会主義 近現代史像の再構成』, 桜井書店, 2004 年, 399~417 頁。
 - 10 田原史起『中国農村の権力構造 建国初期のエリート再編』, 御茶の水書房, 2004 年。丸田孝志「抗日戦争期・内戦期における冀魯豫区の中国共産党組織」『史学研究』第 259 号, 2008 年。以下、小論の党組織に関する叙述は、丸田同論文を参照。
 - 11 新聞史料については、『冀魯豫日報』1947 年 4 月 27 日の場合、JL47.4.27 のように略記し、各新聞の略号は、『冀魯豫日報』(JL), 『人民日報』(RR), 『新華日報 (太行版)』(TH), 『新華日報 (太岳版)』(XTY) とする。小

論では、冀魯豫区で土地改革が改めて急進化する 1947 年 3 月頃から、急進化は正が本格化する翌年 5 月頃までを便宜上、「左傾」政策期としている。ただし、中共が土地改革において一貫して均分を指向し、各地で早くから急進化が生じていた状況などを考慮するならば、内戦期全般の土地改革の実態は「左傾」を基調としている。その意味では、本来「左傾」と「」付きにすべきであるが、煩雑さを避けるため、「」を外している。

- 12 「要勝利就要搞好統一戦線」(1946 年 11 月 21 日)『毛沢東文集』第 4 卷, 人民出版社, 1996 年, 198 頁。
- 13 「迎接中国革命的新高調」(1947 年 2 月 1 日)『毛沢東選集』第 4 卷, 人民出版社, 1996 年, 1213 頁。
- 14 冀魯豫区党委「關於開展敵後遊撃戦与準備遊撃戦的指示」(1946 年 11 月 20 日), 中共冀魯豫边区党史工作組弁公室『中共冀魯豫边区党史資料選編』第 3 輯, 文献部分(上)(以下、『選編』3 上にように略), 山東大学出版社, 1988 年, 165~171 頁。
- 15 同上 167 頁。JL46.11.23。
- 16 冀魯豫区党委「關於深入土地改革群衆運動的指示」(1947 年 3 月 12 日)『選編』3 上, 261~265 頁, 徐運北「參軍運動簡報」(1947 年 5 月 30 日)同 3 下, 322 頁。
- 17 『人民日報』では、県名を湯(陰)東県としている (RR47.8.27)。
- 18 この他、村幹部も大衆の批判を受ければ、負の標識を与えられることがあり、濮県戸部砦では、土地改革での不公正を指摘された幹部が首から札を下げて労働奉仕をさせられた (JL47.5.19)。女性解放運動では纏足の禁止と断髪が強行され、「封建勢力」や家長権力と闘う政治的態度が身体に表現された (JL 47.4.21, 5.26, 6.2, 8.8)。
- 19 郷約の性格については、寺田浩明「明清法秩序における『約』の性格」(溝口雄三編『国家と社会』, 東京大学出版会, 1994 年)を参照。涂陔峰「現

代中国のイデオロギー暴力」(高橋哲哉・北川東子・中島隆博編『法と暴力の記憶 東アジアの歴史経験』, 東京大学出版会, 2007年)は、現代中国のイデオロギー暴力の特徴のひとつとして、精神改造を目的とすることを指摘し、儒教における内面の道徳修養が政治的要求とされることで、魂の奥底までを監視、コントロールする苛酷な統治が出現すると主張している。

- 20 なお、新兵や模範が馬に乗って行うパレードも、伝統儀礼の栄誉を再現する効果的な手法として45年頃には盛んに行われたが、47年以後、ほとんど確認できなくなる。その背景には、後述のように、内戦期には新兵や模範の動員・抜擢数が飛躍的に増加したこと、極点に達した戦時動員により馬匹の確保が困難になったことが考えられる。
- 21 田中前掲書, 180~193頁。
- 22 冀魯豫区党委「關於改変政權与聯合会組織機構的初歩意見」(1947年6月11日)『選編』3上, 352頁。
- 23 逃亡の全体像を示す統計は見当たらないが、第4分区では政策転換後、中農を含む3万人の逃亡戸が帰還している(JL48.6.3)。
- 24 丸田註1。JL47.8.17,48.8.24。
- 25 文化大革命期の出身血統主義を巡っては、加々美光行氏が、これを中国の歴史的伝統の文脈に位置づけて理解するのに対し、奥村哲氏は、伝統中国社会には身分固定はなく階層間の流動性が許容されており、出身血統主義は、抗日戦争期より次第に形成された総力戦体制=社会主義体制による社会の固定化の結果、生じたものであると主張している。加々美光行『歴史のなかの中国文化大革命』, 岩波現代文庫, 2001年, 53~55頁。奥村前掲書, 412~413頁。
- 26 川井前掲論文, 222~234頁。
- 27 「關於深入土地改革群衆運動的指示」, 261頁。

- 28 以下、各県区村の人口は、「冀魯豫区行政区画人口及党的組織総合統計表」〔1949年1月2日〕、張玉鵬・張文傑編『中共冀魯豫辺区党的建設』、河南人民出版社、1994年)、432～458頁による。
- 29 三谷孝「紅槍会与郷村結合」『社会結合』、岩波書店、1989年。48年末の冀魯豫区61県の人口約1,155万人〔註(28)、432頁〕と比較すると、この地区での会門の隆盛がうかがえる。近代華北農村の会門組織と地域権力との対抗については、馬場毅『近代中国華北民衆と紅槍会』(汲古書院、2001年)を参照。
- 30 丸田註10、90～91、98～99頁。
- 31 孫江『近代中国の革命と秘密結社—中国革命の社会史的研究(1895～1955)—』(汲古書院、2007年)は、華南根拠地において、中共が自ら幫会を組織して闘争を堅持した情況を指摘している。
- 32 RR47.6.19,8.6,10.11,10.17,11.17,11.27,12.13。
- 33 寺田前掲論文、武内房司「清末四川の宗教運動—扶鸞・宣講型宗教結社の誕生」(『学習院大学文学部研究年報』第37輯、1990年)参照。
- 34 参軍動員において、ある農民は子・孫を倶楽部の毛沢東像の前に跪かせて参軍するよう教諭した(『莊稼人怎樣穿上軍装了』、冀魯豫書店、奥付なし、56～57頁)。華北郷村の廟の機能については、王福明「郷与村的社会結構」(從翰香主編『近代冀魯豫郷村』、中国社会科学出版社、1995年)、101頁を参照。
- 35 陽穀県委は、47年旧閏2月2日を「農民翻身節」として一万人規模の慶祝大会を開催し、全員が毛沢東像に立礼した。寿張県何垓村でも同日を「龍抬頭」に倣って「窮人抬頭」の「農民翻身節」とし、農民は新年のように餃子を食べて祝い、毛沢東像に三立礼した(JL47.4.5,4.9)。
- 36 冀魯豫区党委「給北方局的電報」(1944年2月12日)(中共冀魯豫辺区党史工作組弁公室・中共河南省委党史工作委員會『中共冀魯豫辺区党史資

料選編』第2輯，文献部分〔下〕，河南人民出版社，1988年），277頁によれば、女性党員は6個地委の総計で1,014人（1個地委の統計を欠く）であった。

- 37 註28，434頁。
- 38 冀魯豫区党委「關於会門問題向中央局的報告」（1948年6月27日）『選編』3下，66～67頁。
- 39 「冀魯豫辺区群衆運動大事記」，謝忠厚主編『冀魯豫辺区群衆運動資料選編』（下），河北人民出版社，1991年，1044頁。
- 40 同上1044,1046,1047頁。47年中の参軍登録総数は、正規動員数を遙かに上回る21万人であった（同上）。12万7千人の不適合者の中には、中共機関紙も率直に認める強制的、詐欺的手段による徴兵、買兵などの例も多く含まれていたが、安全保障のために自身や子弟の参軍を果たそうとした地主・富農などの闘争対象や、女性解放運動の精神的高揚の中で夫などとともに登録した女性も多数存在したと考えられる（4月から5月の参軍運動では、5万人の登録者中、女性は一割を占めていた〔JL47.5.30,6.3〕）。この他、この時期の根拠地の破壊や災害の状況を考慮するならば、被災地の子供、老人、病人などが生きる術を求めて参軍登録した可能性も高い。これらを示唆する例として、内黄では、11月から12月までの参軍運動の登録者4,500人中、1,400人が不適合となり、同県5区では、逃亡兵55人、地主2人、政治嫌疑者20人、老人・子供・病人70余人が発見され、1営6連では236人中、兵隊ゴロ14人、地主6人、老人・子供・障害者・病人53人が除かれている（JL47.12.20）。
- 41 「冀魯豫辺区群衆運動概述」『冀魯豫辺区群衆運動資料選編』（上），48～52頁。
- 42 「潘復生在八月区党委幹部會議上的總結報告提綱」（1948年8月8日），同上152～153頁。

- 43 冀魯豫軍区司令部「作戰工作總結」（1948年8月18日），同上179～180頁。
- 44 註38，66～67頁。
- 45 同上66～68頁。冀魯豫区党委「關於本区工商業及幾項主要工作向晋冀魯豫中央局的報告」（1948年5月3日）『選編』3上，606頁。
- 46 丸田孝志「抗日戦争期・内戦期における中国共産党根拠地の象徴一国旗と指導者像」『アジア研究』第50巻第3号，2004年。
- 47 註38，68～71頁。
- 48 中共冀魯豫边区党史編委会編『中共冀魯豫边区党史大事記』，山東人民出版社，1987年，286頁。田中前掲書，第七章。
- 49 『中共冀魯豫边区党史大事記』，286，292～293頁。
- 50 晋冀魯豫中央局「關於土地改革、整党与民主運動的指示」（1948年2月1日）『冀魯豫边区群衆運動資料選編』（下），789～793頁。JL48.3.4。
- 51 JL48.3.4,4.24,7.15,8.3,9.20,11.15。
- 52 JL48.6.3,6.21,7.9,8.7,9.18,10.25,11.10。冀魯豫区党委「關於結束土改問題向華北局的綜合報告」（1949年1月）『選編』3下，404～412頁。
- 53 田中前掲書。
- 54 JL48.10.6,10.9,10.12,10.21,11.25。
- 55 中共濮陽党史工作委員会編『中共濮陽党史大事記』上編，滑県印刷廠，1987年，178頁。
- 56 「第二期整党幾個主要問題的初步總結報告」（1948年1月）（『選編』3下），125頁の参加者の割合から推算。
- 57 註28，431～432頁の幹部・党員数統計より推計。
- 58 同上432頁。
- 59 本章については、浜口前掲論文、田中前掲書も参照。
- 60 「關於解放区政權和新富農政策問題給毛沢東的信」（1947年11月12日）

- 『任弼時選集』，人民出版社，1996年，411～412頁。羅平漢『土地改革運動史』，福建人民出版社，2005年，223頁。二文件の成立に至る中共の農民階級区分論の変遷、特徴については、小杉一彰「中国共産党の農民階級区分論—その生成期に関する一考察—」（小林編前掲書）を参照。
- 61 中共中央工委「關於階級分析問題的指示」（1947年12月31日）『中共党史教学参考資料』第18冊，奥付なし，362頁。
- 62 「關於目前党的政策中的幾個重要問題」（1948年1月18日）『毛沢東選集』第4卷，1270～1271頁。
- 63 羅前掲書，232頁。
- 64 同報告を転載した遼寧文化協會編『中共中央關於土改与整党指示和典型經驗介紹』（東北書店遼寧分店，奥付なし），30頁に打電日の記載がある。
TH48.3.24,XTY48.3.27,RR48.3.28。
- 65 中共中央「關於土地改革中各社会階級的画分及其待遇的規定（草案）」（1948年2月15日），中央档案館編『解放戦争時期土地改革文件選編』，中共中央党校出版社，1981年，172～227頁。中共中央「關於討論土地改革中各社会階級的画分及其待遇的規定草案的通知」（1948年2月16日），同上228～229頁。
- 66 中共中央「關於地主富農知識分子入伍後改变成分的規定」（1948年5月14日）『中央文件選集』第17卷，中共中央党校出版社，158～159頁。ただし、「草案」では搾取者出身・搾取家庭出身者は、工作期間2年を経て革命職員への成分変更が可能であるとするのみである（同上213頁）。
- 67 中共中央「關於革命軍人入党辦法的規定」（1948年5月10日），同上154～155頁。
- 68 中共中央「關於1933年兩個文件的決定」（1948年5月25日），同上165～182頁。
- 69 註65。『毛沢東文集』第5卷（1996年），62頁の註。

- 70 中央組織部「關於入党成分的解釈与規定」(1949年2月22日)『中国共産党組織史資料』第8卷, 文献選編(上), 中共党史出版社, 2000年, 719～720頁。
- 71 冀魯豫区党委・軍区政治部敵工作部「1948年度処俘工作総結報告」(1949年1月24日)『選編』3下, 392頁。
- 72 註65, 197頁。

(tmaruta@hiroshima-u.ac.jp)